

福岡県に『緊急事態宣言』が発出されました。

7月末以降、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の全国的な急拡大となり、菅総理は8月17日記者会見を行い、『緊急事態宣言』の対象地域を拡大し、福岡を含む7府県に発出することを発表しました。期間は8月20日から9月12日までとなります。東京など6都府県に発出中の『緊急事態宣言』も9月12日まで延長となります。また、「まん延防止等重点措置」の地域も新たに10県に適用されました。

福岡県に発出される『緊急事態宣言』は、今回で4回目となります。

緊急事態宣言の実施期間	緊急事態宣言の実施区域
令和3年5月23日から令和3年9月12日まで	沖縄県
令和3年7月12日から令和3年9月12日まで	東京都
令和3年8月2日から令和3年9月12日まで	埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
令和3年8月20日から令和3年9月12日まで	茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県

8/20、服部知事は「全国知事会」（Web会議）において、以下の3点を国に強く求めました。

1. ウイルスの変異し、感染のスピードが格段に速くなっている現在、都道府県知事からの要請に対し、より柔軟で、迅速かつ機動的な対応がとれる方策を検討すること。
2. いわゆる抗体カクテル療法について、本県が確保する宿泊療養施設でも8/16から投与を開始したが、本剤については、日本への流通量が限られたものになっている。国において、本剤の確保及び安定的な供給に努めること。
3. 「地方創生臨時交付金」について、事業者支援分が追加交付されることとなったが、その配分方法は本県が要望してきた感染状況を反映したものになっていない。感染状況は、コロナ対策の規模に影響を与える最も重要な要因であり、配分方法に反映させる必要がある。また、数度にわたる緊急事態措置等により、休業・時短要請の実効性を確保するための取組みに多額の経費を要しており、追加配分を合わせても、その費用を賄うことは出来ない。国においては、現在検討中の経済対策とは別に、確実に財政措置を行うこと。

【県民の皆様へのお願い】

県民の皆様へのお願い

日中を含め 特に20時以降は徹底を！

不要不急の外出の自粛！

県をまたぐ不要不急の移動自粛を！

Point 1 路上・公園の飲食はNO

Point 2 混雑する場所 時間はNO
(百貨店の地下食品売り場等)

Point 3 時短・休業要請に応じない店舗の利用はNO

飲食店への要請

休業要請 酒の持込み店も

酒、カラオケ提供店

時短(5~20時)

酒、カラオケを提供しない飲食店

集客施設(1000㎡)への要請

営業時間20時まで
(生活必需品・サービスは要請の対象外)

- 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等
- パチンコ屋、ゲームセンター等
- スーパー銭湯、エステティック業等

今回の『緊急事態宣言』に伴い、県民の皆様には外出自粛など、大変ご不便をおかけ致します。また、飲食店など事業者の皆様には、重ね重ね艱難辛苦を強いることとなります。コロナ終息に向け、何卒、ご理解とご協力をお願い致します。